

警察官等の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第1号）

施行 平6.4.1

改正 平6.7.28警庁訓11、平10.9.9警庁訓10、平14.7.5警庁訓8

（活動服等の着用）

第1条 警察官は、所轄庁の長（警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。）の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、活動服、活動帽又は活動ネクタイを着用することができる。

- (1) 留置業務に従事するとき。
- (2) 鑑識のための作業に従事するとき。
- (3) 捜索に従事するとき。
- (4) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
- (5) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (6) 災害警備実施に従事するとき。
- (7) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事するとき。

2 警察官は、前項に規定する場合のほか、所轄庁の長の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、活動服を着用することができる。

- (1) 宿日直勤務に従事するとき。
- (2) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
- (3) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
- (4) 地域警察勤務に従事するとき。
- (5) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事するとき。

3 警察官は、冬服又は合服の着用期間において、制服上衣若しくは活動服を着用して勤務するとき又は室内で勤務するとき（交番、駐在所等で公衆の面前において勤務するときを除く。以下同じ。）には、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。

（服装等の一部省略等）

第2条 警察官は、室内で勤務するときは、制帽及び活動帽を着用しないものとする。

2 警察官は、活動服を着用しているときは、所轄庁の長の定めるところにより、活動ネクタイ以外の棒ネクタイを着用することができる。

3 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、帯革及び手錠を着装しないことができる。

- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。

- (3) 儀式に出席するとき。
- (4) 音楽隊員が演奏に従事するとき。
- (5) 看守勤務の警察官が留置場において勤務するとき。
- (6) 災害応急対策のための作業に従事するとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、帯革及び手錠を着装する必要がないと所属長が認めるとき。

4 警察官は、けん銃又は警棒を着装しないときは、帯革本帯からけん銃用調整具及びけん銃入れ又は警棒つりを取り外すものとする。

5 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、識別章を着装しないことができる。

- (1) 名札を着用しているとき。
- (2) 看守勤務の警察官が留置場において勤務するとき又は護送勤務の警察官が護送用車両、検察庁若しくは裁判所において勤務するとき。
- (3) 治安警備実施に従事するとき。

6 警察官は、暴力団の事務所を捜索する場合であつて識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合その他の識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができる。

(特殊の被服等)

第3条 特殊の被服及び装備品(交通乗車服、出勤服その他別に定めるものを除く。)の色、地質又は材質及び制式については、所轄庁の長が定めるものとする。ただし、儀礼服については、警察庁長官の承認を得なければならない。

(皇宮護衛官への準用)

第4条 前3条の規定は、皇宮護衛官の服制について準用する。この場合において、「所轄庁の長」とあるのは、「皇宮警察本部長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 [平成6年7月28日警庁訓11]

この訓令は、平成6年7月28日から施行する。

附 則 [平成6年9月9日警庁訓10]

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 [平成14年7月5日警庁訓8]

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。